

境町家庭用防犯カメラ 設置費補助制度のお知らせ

町内における犯罪抑止力の向上及び、安心して安全なまちづくりの推進を図り、町全体で犯罪を未然に防ぐ為に一般家庭が設置する防犯カメラの設置に対して、費用の一部を補助します。

■補助金額

◎1台につき、15,000円を上限とし、補助対象経費の2分の1

(1,000円未満切捨)

■対象となる方

- ①境町内に住所を有し、なおかつ居住している方
- ②町税等を延滞及び滞納していない方

■対象となる防犯カメラ

- ①境町内の業者及び店舗等で購入した防犯カメラであること
- ②1日24時間連続して作動し、記録装置又は機能を有するもの
- ③設置する場所については、お住いの住宅で公道等から容易に見える位置
(※表示板も必ず公道から見える位置に設置してください)
- ④撮影範囲については、自己の住宅など必要最小限の範囲
- ⑤設置する時期は、交付決定以後に着手し、当該年度末までに設置工事を完了できるもの

■補助対象経費

- ①機器(防犯カメラ本体)の購入及び、設置に関する工事費
- ②「防犯カメラ作動中」などの表示板の設置に係る費用

※発生する電気代、保守点検費用などの運用に係る費用は、補助の対象となりません。

■注意点

- ・設置後、3年間は移設、撤去又は撮影範囲の変更はできません。
- ・設置に関する苦情等は、設置者(管理者)で解決してください。
- ・申請時には防犯カメラの適正な運用に関する誓約書を提出いただきます。
- ・適正な運用がなされない場合は、補助金の返還及び改善指示をさせていただきます場合があります。

■問い合わせ先

境町 防災安全課 交通防災係

電話：0280-81-1308(直通) FAX：0280-87-5872(直通)

メール：kotu@town.sakai.ibaraki.jp

補助金の申請から交付までの流れ

① 必要書類を防災安全課へ提出します。

【申請書類】

- ① 交付申請書
 - ② 設置する防犯カメラの概要が分かる書類
 - ③ 防犯カメラの設置場所の現況写真及び見取図
 - ④ 防犯カメラの適正運用に関する誓約書
 - ⑤ 町税等の納税等状況調査に係る課税台帳等閲覧承諾書
 - ⑥ 防犯カメラの設置に係る住宅所有者の同意書
- ※⑥は申請者と住宅所有者が異なる場合のみ

※申請書等の様式につきましては、役場2階の防災安全課窓口および、町のホームページからもダウンロードできます。(上記の①・③・④・⑤・⑥)

- ・申請書の受付は必要書類すべてが整った時点としますので、ご不安な点は事前にご相談ください。

② 交付決定通知書が郵送されます。

※申請書類を審査の上、申請書に記載された住所に通知書を郵送します。

交付決定前に購入・工事着手した防犯カメラは補助対象となりません。

③ 設置工事の着手

家庭用防犯カメラ (境町で) を購入して設置をします。

交付申請時から内容(機器や設置場所など)を変更する場合は必ず変更前にご相談ください。

※事前の許可なく機器等の変更をした場合には、交付決定を取り消す場合があります。

④ 設置工事の完了・代金支払い(いずれか遅い日付を事業完了日とします)

⑤ 実績報告

- ・補助金実績報告書
- ・防犯カメラの設置に係る領収書の写し
- ・設置した防犯カメラ、表示板の現況写真
- ・設置した防犯カメラにより撮影された画像を印刷したもの

⑥ 確定通知書が郵送されます。

⑦ 補助金交付請求書を防災安全課へ提出 (⑤の実績報告と一緒に提出できます。)

※通帳もしくは、口座の情報が分かるものを持参してください。

口座名義人と口座番号を確認させていただきます。

⑧ 補助金が指定口座に振り込まれます。

(振込みが完了するまで概ね1～2ヶ月程かかる場合があります)

【注意点】

- 補助制度のご利用をお考えの方は、事前に制度の内容説明をいたします。お手数ですが、防災安全課に一度ご連絡いただくか、役場2階の窓口までお越しください。
- 補助金の交付を受けた家庭用防犯カメラは、3年以上使用してください。

☆お問合せ 境町役場 防災安全課 TEL：0280-81-1308